

(様式1)

令和2年度 学校経営計画

1 学校教育目標

自立と社会参加を目指し、明朗かつ協調性豊かで、心身ともに健康な児童生徒を育成する。

2 学校の特徴

- ・ 本校は県中央部に位置し、知的障害を主障害とする児童生徒を対象とする特別支援学校である。小学部から高等部まで250名の児童生徒が学んでおり、県内では最も規模が大きい。
- ・ 児童生徒一人一人の興味・関心、意欲を大切にしながら、実態に応じた個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、保護者や関係機関と連携して系統立てた指導を行い、児童生徒の可能性を最大限に伸ばすことを目指している。
- ・ 健康な体と体力つくりのために積極的に運動を取り入れている。
- ・ 将来、地域社会における生活基盤を確立するため、行事を通して社会的な体験を広めるとともに、近隣の学校や地域の老人クラブ等との交流及び共同学習に力を注いでいる。

3 学校の現状と課題

- ・ 自閉症（傾向を含む）の児童生徒が半数を超え、さらに、知的障害と他の障害を併せ有する児童生徒も多い。そこで、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、個別の指導計画に基づいて個に応じた学習活動を展開するとともに、障害の状況に応じて学習形態や学習環境を工夫している。今後は、主体的・対話的で深い学びに結び付く授業改善を進め、「観点別学習状況の評価」の観点を踏まえた個別の指導計画の目標設定や学習評価を行っていく必要がある。
- ・ 基本的な生活習慣が十分身に付いておらず、感染症予防に重要な手洗いの習慣や正しい手洗いの方法を習得していない児童生徒が多い。新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症を予防するために、児童生徒が手洗いの大切さを実感したり、意欲的に手洗いの習慣や正しい手洗いの仕方を身に付けたりできるような指導場面の設定や支援の工夫が必要である。
- ・ 児童生徒の実態の多様化や障害福祉制度の変化に伴い、進路選択の手続きが複雑になってきている。「進路支援の手引き」の作成・配付や保護者向け進路説明会、教職員向け進路学習会等の実施により、保護者や教員の進路支援についての意識の高まりは見られるが、本人・保護者が主体的に進路選択を行うことは難しい現状である。そこで、進路情報の集約や発信の仕方を工夫したり、保護者が事業所の職員から話を聞く機会を設けたりして、保護者や教員が具体的なイメージをもって進路支援を行っていく必要がある。
- ・ 昨年度よりICT教育推進事業実施校となり、ICT活用環境は整備されつつある。児童生徒については、各学年に2台程度のタブレット端末を利用できるようになったが、全員が興味をもって楽しく活用するまでには至っていない。今年度は、ICT活用事例をまとめて情報共有をしたり、外部講師を招いて研修を実施したりして、新しく導入されたタブレット端末等の機器やICT環境の活用を進め、児童生徒の活用の促進や教員のICT活用能力、児童生徒の活用を指導する能力のさらなる向上を図りたい。

(様式2)

4 学校教育計画

項 目		目標・方針及び計画	
1	学習活動	目標	・新学習指導要領に示された目標及び内容が育成すべき資質・能力の三つの柱で再整理されたことを踏まえ、「観点別学習状況の評価の観点」に基づいた児童生徒の評価を行えるようにする。
		計画 教務	・育成すべき資質・能力の三つの柱に基づいた各教科・各学年等の評価の観点及びその趣旨について資料を配布し、共通理解を図る。 ・個別の指導計画について、観点を踏まえた目標設定や学習評価に必要な手引き等を作成する。
		目標	・「主体的・対話的・深い学び」の視点から、学習活動や支援方法を工夫検討しながら授業改善を行うことで、児童生徒の資質・能力を育成できるようにする。
		計画 研修	・児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の姿について検討する。 ・資質・能力の三つの柱を育成するための多様な学習活動について検討する。 ・「主体的・対話的で深い学び」の視点で授業改善を行う。
2	学校生活	目標	・児童生徒の安全安心な登下校支援体制の確立を図る。
		計画 生指	・「マナーアップデイ」や乗車指導を行い、通学バス内や公共交通機関等で、具体的な指導を行う。 ・取組を学校便りやホームページ等に掲載し、保護者の理解と協力を得る。 ・保護者、担任、生徒指導部等が連携し、児童生徒の通学バスやデイサービスへの確実な引き継ぎ手続きを再構築するとともに、具体的事例を通したミニ研修会を行う。
		目標	・児童生徒の防災に対する実践力を高めるとともに、教職員の防災意識を一層高め学校防災体制を強固なものにする。
		計画 生指	・避難訓練、防災教室等の機会を通して、児童生徒に繰り返し防災の大切さ及び具体的な行動を指導する。 ・地震、火災、洪水など様々な災害の状況を想定し、速やかに対応できるよう学校防災マニュアルの充実を図る。
		目標	・学校内外で安全安心に活動できるようにするための対応の周知を継続して行う。
		計画 生指	・学校内外における不審者対応について、教職員で共通理解を図り、訓練を行い、防犯体制を強化する。 ・共通理解が必要な内容については随時グループウェアで知らせ、全教職員及び保護者に周知する。
		目標	・正しい手洗い習慣を身に付ける。
		計画 保健	・手洗いの習慣化に関する児童生徒の個人目標を設定し、「手洗いがんばり表」を活用して取組を進める。 ・「手洗いチェック表」を活用したり、「手洗いチャレンジ週間」を設けたりして手洗スキルが身に付くようにする。 ・学級ごとに児童生徒の実態に応じた手洗いに関する授業を行ったり、養護教諭等による教職員対象の研修会を企画したりする。
		目標	・緊急時に適切な対応ができるよう教職員一人一人の意識及び対応能力の向上を図る。
		計画 保健	・食物アレルギーによるアナフィラキシーショック、てんかん発作、熱性けいれん、けが等、各学年で緊急時の場面を想定し、対応訓練を実施する。 ・異物混入時に適切な対応を行うための連絡体制を整える。
3	進路支援	目標	・児童生徒が主体的に進路選択できるようにするための進路支援の充実を図る。
		計画	・障害福祉サービス事業所ガイドブック（冊子・タブレット端末）を作成し、児童生徒が主体的に進路学習や進路選択に活用できるようにする。 ・外部講師を招いて進路学習会を実施し、具体的な事例を基に関係機関と連携した進路支援について学ぶ機会を設ける。 ・障害福祉サービス事業所合同説明会を実施し、保護者が事業所の職員に直接話を聞く機会を設け、卒業後の具体的なイメージをもてるようにする。

4	特別活動	目標	・いろいろな場面で挨拶ができる児童生徒の育成を図る。
		計画 特活	・児童生徒が、学校生活において1日を通して進んで挨拶するように、児童生徒会執行部員が中心となって「あいさつ運動」や「ポスター作り」などを実施する。 ・学級を中心に、児童生徒の実態に合った挨拶に関する指導を行う。 ・挨拶の定着を図るために、家庭とも連携して取り組み、挨拶が日常的に交わされるように働き掛ける。
		目標	・地域交流活動の内容の充実を図る。
		計画 学部 特活	・地域に本校の教育について情報を発信し、理解と啓発を図る。 ・交流先（校）の理解と共同意識を推進するように活動内容の充実を図る。
5	その他	目標	・PTA事業の内容の充実と合理的な運営を図る。
		計画 総務	・PTA役員と担当教員とで話し合い、保護者や児童生徒が関心を持って参加できるような活動内容を工夫する。 ・話し合いや準備に要する時間が双方の負担にならないよう、話し合い等は時間を決めて計画的に進めるよう努める。
		目標	・児童生徒の読書環境を整えるとともに読書活動の推進を図る。
		計画 情図	・児童生徒が利用しやすい図書室となるよう、書架や書籍の配置等環境を整える。 ・読書推進活動について、現在の活動を見直したり、新たな活動を考えたりし、図書委員会と連携して取り組む。
		目標	・ <u>児童生徒のICT機器の活用の推進</u> を図る。 ・ <u>教員のICT活用能力の向上</u> を図る。
		計画 情図	・ <u>各学部の取組をまとめた「ICT活用事例集」の紹介や新しく導入したアプリ等の情報交換会を実施し、児童生徒のICT活用を進める。</u> ・ <u>学級ごとにタブレット端末が利用できる日を調整するなど、計画的に活用できる環境を整備する。</u> ・ <u>外部講師による研修会、活用事例やアプリを紹介する研修会を実施する。</u>
		目標	・寄宿舎の規則正しい生活を通して、基本的な生活習慣を身に付けるよう具体的な支援の充実を図る。
		計画 舎	・一人一人に応じた生活目標を設定し、実態や支援について指導員間で共通理解を行い、支援内容や方法について検討し進める。 ・学部、担任、家庭と連携を図り、効果的な生活指導になるよう努める。
重点3	目標	・知的障害のある幼児児童生徒の適切な学びの場の選択につながるよう、就学・進学に関わる行事や相談等の充実を図る。	
	計画 教相	・本校教育活動への理解を深めたり、就学・進学についての適切な情報提供を行ったりできるように、行事や相談の進め方を工夫していく。 ・相談担当者のスキルを高めるための学習会等を行い、相談者のニーズに応じた適切な情報提供ができるよう努める。	

(様式3)

5 今年度の重点課題 (学校アクションプラン)

令和2年度 富山県立しらとり支援学校アクションプラン - 1 -				
重点項目	学校生活			
重点課題	正しい手洗い習慣を身に付ける			
現 状	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、マスクの着用や換気などに加え、手洗いの重要性がますます高まっている。</p> <p>しかし、本校では、給食前や排せつ後に教員が呼び掛けた時だけ手洗いをしたり、石けんをつけてすぐに洗い流したりするなど、手洗いの習慣が身に付いておらず、洗い方も不十分な児童生徒が見られる。</p> <p>そこで、児童生徒が手洗いの大切さを理解するとともに、正しい手洗いの方法を習得し、登下校の前後や給食、排泄時等に進んで手洗いをするなど習慣化を図り、学校における新しい生活様式として定着するよう取組を推進していく必要がある。</p>			
達成目標	手洗いの習慣化			
	手洗いスキルの向上			
達成目標	<p>手洗いの習慣化に関する個人目標を達成した児童生徒の割合 80%以上</p> <p>① 「手洗いチェック表」のポイントが増加した児童生徒の割合 90%以上</p> <p>② 「手洗いチェック表」のポイントが10点中7点以上の児童生徒の割合 80%以上</p>			
方 策	<ul style="list-style-type: none">児童生徒自身が手洗いの習慣化を意識できるように、個人目標を教員と一緒に考えたり、常に確認したりできるような「手洗いがんばり表」を作成する。個人目標は次の3パターンを基本とし、児童生徒の実態に応じて設定する。<table border="1" data-bbox="331 891 1378 1003"><tr><td>A 登校後、トイレ後、給食前後、運動や作業の後、下校前に自分から手洗いができる</td></tr><tr><td>B 登校後、トイレ後、給食前後、運動や作業の後、下校前に言葉掛けで手洗いができる</td></tr><tr><td>C 登校後、トイレ後、給食前後、運動や作業の後、下校前に先生と一緒に手洗いができる</td></tr></table>手洗いの必要性や正しい手洗いの仕方を学ぶことができるよう、学級毎に児童生徒の実態に応じた手洗いに関する授業を行う。1学期に児童生徒の手洗いスキルの実態を「手洗いチェック表」で把握し、手洗いチャレンジ週間(10月実施)後に再度「手洗いチェック表」で変容を評価する。養護教諭等による教職員対象の研修会を行い「手洗いチェック表」や手洗いチェッカーの使い方を説明し、正しい手洗いの手順の確認や児童生徒の実態に応じた支援方法について情報共有を行う。児童生徒が手洗いの正しい手順を確認できるように、校内の洗面所に統一した手順表を掲示する。生徒保健委員会が中心となり、放送やポスター掲示等により手洗いの重要性を啓発する。	A 登校後、トイレ後、給食前後、運動や作業の後、下校前に自分から手洗いができる	B 登校後、トイレ後、給食前後、運動や作業の後、下校前に言葉掛けで手洗いができる	C 登校後、トイレ後、給食前後、運動や作業の後、下校前に先生と一緒に手洗いができる
A 登校後、トイレ後、給食前後、運動や作業の後、下校前に自分から手洗いができる				
B 登校後、トイレ後、給食前後、運動や作業の後、下校前に言葉掛けで手洗いができる				
C 登校後、トイレ後、給食前後、運動や作業の後、下校前に先生と一緒に手洗いができる				

(評価基準

A：達成した B：ほぼ達成した C：あまり達成しなかった D：達成しなかった)

重点項目	進路支援		
重点課題	児童生徒が主体的に進路選択できるようにするための進路支援の充実		
現 状	<p>児童生徒の実態の多様化や障害者総合支援法が定める障害福祉制度の変化に伴い進路選択が複雑になってきている。</p> <p>本校では、各学部に必要な情報をまとめた「進路支援の手引き」を作成して保護者、教職員に配付したり、進路説明会や教職員のための進路学習会を行ったりして、本校の進路支援の取組や卒業後の進路先について伝えている。このような取組により、保護者や教員の進路に関する意識は高まってきているが、児童生徒や保護者が主体的に進路選択するためには、卒業後の生活や障害福祉サービス事業所の具体的なイメージをもつことが必要である。</p> <p>そのため、進路先として考えられる障害福祉サービス事業所の情報集約や発信の仕方を工夫したり、具体的な事例を基に関係機関と連携した進路支援について教員向けの学習会等を実施したりすることで、保護者や教員が具体的なイメージをもって主体的に進路支援を進めることができると考える。</p>		
達成目標	障害福祉サービス事業所ガイドブック（冊子・タブレット）の作成	事例に基づいた教員向け学習会の実施	障害福祉サービス事業所合同説明会の実施
	・冊子 70事業所掲載 ・タブレット版 10事業所掲載	教員の事後アンケートの満足度 80%以上	参加事業所・保護者の事後アンケートの満足度 80%以上
方 策	<ul style="list-style-type: none"> ・本校の生徒が進路先に行っている障害福祉サービス事業所の詳細をまとめた「障害福祉サービス事業所ガイド（冊子・タブレット）」を作成し、生徒が自ら冊子を読んだりタブレットを操作して検索したりするなどして、進路学習や進路選択の際に活用できるようにする。 ・小学部、中学部・高等部で外部講師を招いて、具体的な事例を基に関係機関と連携した進路支援について学ぶ機会を設ける。その際、事前に教員対象のアンケートを実施し、各学部のニーズに応じた学習会となるようにする。 ・障害福祉サービス事業所合同説明会を実施し、保護者が事業所の職員から直接話を聞く機会を設け、事業所の様子や仕事内容について詳しく知ることができるようにする。 		

(評価基準 A：達成した B：ほぼ達成した C：あまり達成しなかった D：達成しなかった)

重点項目	その他（情報活用）		
重点課題	教員のICT活用能力の向上2		
現 状	<p>これまで、タブレット端末は教員による授業のプレゼンテーションや振り返りの場面で利用されることが多く、児童生徒が自分で活用する機会としては、小学部中学年以上の児童、中学部、高等部の生徒が、時々学習やゲームのアプリに触れる程度であった。</p> <p>本校は、昨年度よりICT教育推進事業実施校となり、昨年度末に新たに20台のタブレット端末が導入され、各学年で2台程度利用できるようになった。児童生徒全員が活用できるように環境整備を進めているところである。</p> <p>昨年度教員に実施した「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」では、「授業にICTを活用して指導する能力、児童生徒のICT活用を指導する能力」のほとんどの項目で「できる、ややできる」と答えた教員が70%以上であったが、「児童生徒の話合いの場面で教員がICTを活用する能力、児童生徒のICT活用を指導する能力」については50%台であった。児童生徒の主体的・対話的で深い学びを進めていくためには、話合いの基盤となる児童生徒が自分の思いを伝えたり考えを言語化したりする場面を増やしていくことが必要であり、タブレット端末の活用は効果的であると考えられる。そこで、今年度は新しく導入された機器や環境を生かしたICT機器の活用ができるように、児童生徒の利用の促進や教員の指導力の向上を図りたいと考えている。</p>		
達成目標	児童生徒のICT機器の活用の推進	教員のICT活用指導力の向上	
	授業や日常生活でタブレット端末を利用したことがある児童生徒の割合 70%以上	児童生徒が感想や考えを伝え合ったり、意見をまとめたりする場面でアプリや写真、動画等を教員が活用する能力、児童生徒に活用を指導する能力をそれぞれ10ポイントアップ	
方 策	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒のICT活用状況に関するアンケートを行う。（6月、12月の2回） ・各学部で行ったタブレット端末等の活用を簡潔にまとめた「ICT活用事例」や新しく導入したアプリ、インターネット利用の情報交換会を実施する。（各学部1回以上） ・グループウェアを利用して、おすすめのアプリを紹介する。 ・学級毎にタブレット端末を利用する日を割り当てるなど、計画的に活用できる環境を整備する。 ・教員のICT活用能力に関するアンケートを行う。（6月、12月の2回） ・児童生徒の話合いの場面等でICTを活用した事例や活用できるアプリの紹介等の研修会を実施する。（各学部で1回以上） ・外部講師によるICT活用についての研修会を実施する。（全体で1回） 		

(評価基準 A：達成した B：ほぼ達成した C：あまり達成しなかった D：達成しなかった)